

令和元年度（平成31年度）

## 追跡評価結果

令和元年9月

広島県立総合技術研究所

## 目 次

1 評価対象及び評価基準	
(1) 評価の対象	1
(2) 評価基準	1-2
2 評価結果	
(1) 評価結果一覧	3
(2) 評価概要	3

## 1 評価対象及び評価基準

県立総合技術研究所の研究課題について、「広島県研究課題評価マニュアル」に基づき追跡評価を実施し、その結果を取りまとめた。

追跡評価は、課題解決のアウトプットの目標達成度及び研究課題の企画・実行等の内容について評価し、改善点等を検証し、その結果を研究所の事業計画に反映させることを目的として実施するものである。

### (1) 評価の対象

平成29年度に終了した研究課題（研究終了後1年を経過した課題）	1 課題
平成28年度に終了した研究課題（研究終了後2年を経過した課題）	1 課題
平成27年度に終了した研究課題（研究終了後3年を経過した課題）	1 課題

### (2) 評価基準

#### (ア) 個別評価基準

##### ① アウトカムの目標達成度（成果移転による直接的・間接的效果）

当該研究課題の実施によって実際にもたらされた事業効果に着眼し、開発技術の移転によるアウトカム（直接的・間接的效果）は、どのようなもので、どの程度の規模や価値を生じたかについて、研究予算総額に対する事業効果の大きさを比較し、次に掲げる目安により評価する。（県民生活上の事業効果を販売額などの数値で表せない場合は、研究予算総額に対して効果があるかどうかで評価する。）

A：目標を上回っている。（見込みを含む。）	研究予算総額<<波及効果
B：ほぼ目標どおり達成している。（見込みを含む。）	研究予算総額≒波及効果
C：目標を下回っている。	研究予算総額>>波及効果

##### ② 成果移転の目標達成度

研究成果の移転における目標達成度を、研究計画書作成段階での目標、移転方法と企業、農家、行政事業等への移転状況及びその理由から評価する。

A：目標を上回っている。	達成度120%以上
B：ほぼ目標どおり達成している。	達成度70%以上～120%未満
C：移転は行っているが、目標を下回っている。	達成度20%以上～70%未満
D：移転は進んでいない。	達成度20%未満

##### ③ 知的財産権等の活用状況

当該研究で生じた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、著作権、育成者権など）等の活用状況について、実施許諾の有無と、実施許諾している場合は事業化（生産）まで進んでいるかに着眼し、次のとおり評価する。

A：実施許諾し、事業化されている。
B：実施許諾を行っている。
C：知財化（出願等）を行っている。
D：知財化（出願等）を行っていない。

(イ) 総合判定基準

個別評価をもとに、次のとおり総合的に評価を行う。

S：成果移転，アウトカムいずれも，目標を上回っている。

A：成果移転，アウトカムいずれも，目標をやや上回っている。

B：成果移転，アウトカムいずれも，ほぼ目標どおりである。

C：成果移転，アウトカムいずれも，目標をやや下回っている。

D：成果移転が進んでおらず，アウトカムはない。

## 2 評価結果

### (1) 評価結果一覧

評価結果一覧（課題番号順）

番号	研究課題名	センター名	個別評価			総合評価結果
			成果移転の目標達成度	アウトカムの目標達成度	知的財産権等の活用状況	
01-追跡-004	特殊 LED 照明が県内多くの産業に波及するための研究	東部	B	C	A	C
01-追跡-005	常温流通型形状保持軟化食品の開発	食品	B	C	C	C
01-追跡-009	装着型センシングによる歩行診断支援システムの開発	西部	B	B	B	B

《センター名》

食品：食品工業技術センター 西部：西部工業技術センター 東部：東部工業技術センター

### (2) 評価概要

#### 1) 総合評価方法について

総合評価に当たっては、「成果移転の目標達成度」、「アウトカムの目標達成度」の2項目の個別評価結果を基に総合的に判定した。

なお、知的財産権等の活用状況については、実施許諾の有無を重視し、今後のアウトカムの拡大等への期待値として取り扱う。

#### 2) 結果概要について

5つの評価区分（SABCD）のうち標準であるB評価以上の課題は1課題であった。

そのうちB評価が1課題であった。